

決 済 用 預 金

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・ 決済用普通預金
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利息	・ 決済用普通預金には利息はつきません
7. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧表)をご覧ください。
8. 付加できる特約事項	・ 個人の方は、「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、変動金利定期預金は0.7%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率) ・ 個人のものはマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
11. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。

預12